

政令第九十五号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項各号、第二十九条第三項第二号、第三十条第二項各号、第七十条第二項並びに附則第九条第一項第一号イ、同項第二号ロ(1)、同項第三号イ(1)及び同号ロ(1)の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「一万六千円」を「一万四千円」に改め、同条第四項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「七千五百五十円」を「三千円」に、「一万三千五百円（短時間認定保護者にあつては一万三千三百円）」を「六千円」に、「七千七百五十円」と、「一万六千三百円」を「一万三千三百円（短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円）」に、「七千六百五十円」を「六千円」に、「一万五千元（短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円）」を「九千円」に、「七千二百五十円」と、「一万九千三百円」を「（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）」に、「九千五百五十円」を「九千円」に改める。

第五条第一項第三号中「一万六千円」を「一万四千円」に改め、同条第四項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「七千五百五十円」を「三千円」に、「一万三千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万三千三百円）」を「六千円」に、「」とあるのは「七千七百五十円」と、「一万六千三百円」を「（短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円）」に、「七千六百五十円」を「六千円」に、「一万五千元（短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円）」を「九千円」に、「」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」を「（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）」に、「九千五百五十円」を「九千円」に改める。

第六条第一項第三号中「一万六千円」を「一万四千円」に改め、同条第二項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「七千五百五十円」を「三千円」に改める。

第七条第一項第三号中「一万六千円」を「一万四千円」に改め、同条第二項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「七千五百五十円」を「三千円」に改める。

第九条第二項及び第十条第二項中「一万五千元（短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円）」を「九千円」に、「」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」を「（短時間認定保護者にあつて

は、一万九千三百円」に、「九千五百円」を「九千円」に改める。

第十一条第一項第三号中「一万六千円」を「一万四千円」に改め、同条第二項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「七千五百円」を「三千円」に改める。

第十二条第三項中「一万三千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万三千三百円）」を「六千円」に、「」とあるのは「七千七百五十円」と、「一万六千三百円」を「（短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円）」に、「七千六百五十円」を「六千円」に、「一万五千元（短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円）」を「九千円」に、「」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」を「（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）」に、「九千五百円」を「九千円」に改める。

第十三条第一項第三号中「一万六千円」を「一万四千円」に改め、同条第四項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「七千五百円」を「三千円」に、「一万三千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万三千三百円）」を「六千円」に、「」とあるのは「七千七百五十円」と、「一万六千三百円」を「（短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円）」に、「七千六百五十円」を「六千円」に、「一万五千元（短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円）」を「九千円」に、「」とあるのは「九千二百五十円

「と、「一万九千三百円」を「(短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)」に、「九千五百円」を「九千円」に改める。

第十四条の二第一項第一号中「得た額」の下に「(第四条第一項第四号及び第二項第七号、第六条第一項第四号、第七条第一項第四号、第九条第一項第七号、第十一条第一項第四号、第十二条第一項第七号並びに第十三条第一項第四号及び第二項第七号に掲げる支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、零)」を加える。

第二十七条中「千分の二・〇」を「千分の二・三」に改める。

附則第十七条の二中「第十三条」との下に「、」第四条第一項第四号及び第二項第七号、第六条第一項第四号、第七条第一項第四号、第九条第一項第七号、第十一条第一項第四号、第十二条第一項第七号並びに第十三条第一項第四号及び第二項第七号」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条第一項第四号、附則第十四条において準用する第六条第一項第四号、附則第十五条において準用する第十一条第一項第四号及び附則第十六条において準用する第十三条第一項第四号」とを加える。

## 附則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の第四条第一項第三号及び第四項、第五条第一項第三号及び第四項、第六条第一項第三号及び第二項、第七条第一項第三号及び第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第一項第三号及び第二項、第十二条第三項、第十三条第一項第三号及び第四項、第十四条の二第一項第一号並びに附則第十七条の二の規定は、この政令の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

3 この政令による改正後の第二十七条の規定は、平成二十九年四月以後の月分の拠出金の徴収について適

用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例による。